

人權・同和行政基本方針

深 谷 市

平成 20 年 4 月

◆ 目 次 ◆

1 策定の趣旨	1
2 基本認識	1
(1) 国の同和対策の経過	1～2
(2) 深谷市の同和対策の経過	2
3 今後の基本方針	2～3
(1) 教育啓発の推進	3
○教育の推進	3
①学校教育	3～4
②社会教育	4
○啓発の推進	4
①人権意識の高揚	4
②相談事業の充実・救済制度の構築	4～5
(2) 自立支援	5
(3) 交流の促進	5
(4) 部落解放運動団体への対応	5
(5) エセ同和行為の排除	5
(6) 住宅新築資金等貸付事業	5
(7) 集会所	6
(8) 市民意識調査	6
(9) 審議会等について	6
①深谷市同和対策事業審議会	6
②深谷市人権教育推進協議会	6
③大里郡市同和対策推進協議会	6
4 関係法令等	7
5 おわりに	8

人権・同和行政基本方針

深谷市

1 策定の趣旨

わが国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる、深刻かつ重大な問題である。戦後、本格的な対策が始まってから、多くの人々の努力によってその解決に向け進んでいるものの、依然として重要な課題と言わざるを得ない。

同和対策事業は、平成14年3月末日に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、昭和44年から33年間続いた国の特別対策は基本的に終了した。

その後、本市では、特別対策終了後の同和行政の基本的な方向を示した、「深谷市同和行政基本方針」に基づき各種施策を実施してきたところである。

本方針は、国の特別対策が終了して6年が経過した今日において、この間の情勢の変化や現状をもとに上記基本方針を見直し、必要な修正等を行い、引き続き同和問題をはじめとする人権問題の早期解決をめざして各種施策を推進するための基本的な方向を示すものである。

2 基本認識

(1) 国の同和対策の経過

同和問題については、長い間、適切な施策が講じられないまま、戦後の新憲法の下でも根強い差別意識と劣悪な生活実態が続いてきた。このため国は、昭和35年（1960年）に同和問題を解決するための国の施策の在り方について審議する機関として、同和対策審議会を設置し、本格的な審議を開始した。

同審議会は昭和40年（1965年）に、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法により保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本的認識を柱にした「答申」がなされた。

国は、この「答申」を踏まえ昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」を制定し、同和問題解決のための施策を本格的に開始した。その後、昭和57年（1982年）には「地域改善対策特別措置法」、また、昭和62年（1987年）には「地域改善

対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を制定し、総合的な施策を実施してきた。その結果、住環境の整備や教育の格差是正など同和地区の改善が急速に進展した。

当初の特別措置法制定から24年経過した平成5年(1993年)、国は特別対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等を把握するために実態調査を実施した。その結果、社会環境等の物的な基盤整備が進展し、差別意識も徐々に解消が進んだ反面、結婚等の心理的差別の実態や、就労及び産業の問題等になお課題が残っていることが明らかになった。

平成8年(1996年)、地域改善対策協議会は実態調査結果を踏まえ、「これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、今後の重点施策の方向を一般対策に加えつつ対応するという基本認識に立つべきである。特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決への取組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。」との意見をまとめた。この意見具申を踏まえて、国は平成9年(1997年)に5年間の経過措置を講じるものとして法改正を行い、諸施策を実施してきたが、「特別措置法」が平成14年(2002年)3月をもって失効し、33年間にわたり実施してきた国の同和対策事業は終了し、以後、一般対策事業により対応をしてきた。

(2) 深谷市の同和対策の経過

平成18年1月1日の旧深谷市・岡部町・川本町・花園町の合併以後においては、国の特別対策が上述のような経過をたどり、平成14年3月31日をもって終了したことを受け、それまでの旧市町における成果を損なうことのないよう十分留意した上で、必要な環境改善や人権・同和教育及び啓発等を一般対策事業により行ってきた。

なお、個人給付事業としての固定資産税の特別措置については、5年間の激変緩和期間を経た後、平成19年3月31日をもって廃止したところである。

3 今後の基本方針

同和問題は、基本的人権に関わる問題であり、その解決は全市民的課題であることを踏まえ、行政はもとより、市民一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、認識を深めることが重要である。

地域改善対策協議会の最終意見具申を引用するまでもなく、「特別

対策の終了が同和問題の解決への取組みの放棄を意味するものではない。」ことを認識し、引き続き、一般対策を活用し適正に実施していくことが肝要であり、差別意識の解消に向けた教育・啓発をさらに推進していくものとする。

こうした基本的な考えのもとに、同和行政を人権行政の重要課題と位置付け、人権・同和問題の早期解決に向けて、当事者の意見を聞きながら創意工夫を図り、一般対策を活用した施策の実施に努める。

個別の課題については、次のとおりとする。

(1) 教育・啓発の推進

33年間にわたる特別対策により、環境改善等の基盤整備は着実にその成果をあげるとともに、教育・啓発の取組みにより、同和問題は着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚問題をはじめとして、差別意識や偏見が依然として根強く存在しているのが実態である。

人権・同和問題の解決に向けて残された最も大きな課題は、差別意識を解消するための正しい理解と認識であり、今後においても、あらゆる場を通じて、人権・同和問題に関する教育・啓発事業を積極的に推進していく。

○ 教育の推進

差別のない人権に配慮した地域づくりを目指し、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情などに応じて、学校教育並びに社会教育の主体性を尊重し、家庭教育との連携を図りながら、人権教育を総合的に推し進める中で、同和教育に取り組む。

① 学校教育

同和問題をはじめとする様々な人権問題に正しく対処できる幼児・児童・生徒の育成のために、それぞれの発達段階に応じた取組みをするとともに、同和教育を人権教育の中に明確に位置付けて推進する。

- ・ 体験型、参加型手法の導入
- ・ ビデオ、CDなど視聴覚教材の活用
- ・ 身近な人権問題学習の取組
- ・ P T A等を通じた保護者、地域との連携
- ・ 発達段階に即した指導計画の作成
- ・ 人権教育担当教員の推進体制の充実
- ・ 教職員研修会、懇談会の実施
- ・ 人権教育研究集会への取組

- ・研究大会、研究集会等への派遣

② 社会教育

同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する理解・認識を深めるため、市民の相互理解と地域社会への参加を促進するとともに、人権問題に関する学習機会を充実し、企業や地域における人権教育を推進する。

- ・体験型、参加型手法の導入
- ・ビデオ、CDなど視聴覚教材の活用
- ・地域交流事業の推進
- ・人権問題地域指導者の養成
- ・人権問題自治会別研修会の実施
- ・各種団体や機関、市職員等の人権問題研修会の実施
- ・企業等における人権問題研修会の実施
- ・人権講演会や人権を考える集いの開催
- ・人権フェスティバルやスポーツ交流会への取組
- ・各種研究大会・研究集会等への派遣

○ 啓発の推進

差別のない地域社会づくりを目指し、人権問題を直感的にとらえる感性を養うとともに、日常生活において人権への配慮が態度や行動にあらわれるような人権感覚を身に付けるため、あらゆる場を通じて啓発活動を推進する。

① 人権意識の高揚

同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者など、広く人権を尊重する意識を高めるため、人権擁護に関する啓発活動や人権週間を通じた広報活動を展開し、様々な人権問題に関する市民の理解と認識の向上を図る。

- ・啓発冊子、リーフレットの作成・配付
- ・啓発用品の作成・配付
- ・人権擁護委員による啓発活動
- ・国、県等が主催する啓発研修事業への参加

② 相談事業の充実・救済制度の構築

同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者などの一つひとつの人権問題に適切に取組み、その解決を促進するため、各種相談事業などを充実するとともに、救済制度の構築を図る。

- ・人権、法律、市民、教育、家庭・児童・母子、健康・介護相談等の充実

- ・人権を侵害された人への救済制度の構築を図る（関係機関との連携）

(2) 自立支援

自立支援は、失業等により経済的に困窮している人たちが必要とする、住宅・教育・介護などの様々な支援を一般施策により行うものである。

人権・同和問題に関して特に支援を必要としている人に対して、それぞれの目的に応じた各種の一般施策を活用して、自立を支援する。

(3) 交流の促進

同和問題の解決を図る上で、その本質からみて、地域住民の交流とコミュニケーションはきわめて重要である。

相互理解を促進するための広域的な交流が肝要であり、今後においても、集会所を地域住民の交流の拠点として弾力的に活用していく。

(4) 部落解放運動団体への対応

部落解放運動団体への対応については、公正で健全な行政運営を遂行する指針である「運動団体対応基準」に基づき対応しているところである。

今後においても、必要に応じて同基準を見直しながら、これに基づき対応していくものとする。

(5) エセ同和行為の排除

エセ同和行為は、「部落はこわい」という意識がなお根強く残っていることに乗じ、現在も形を変えながら横行している状況にある。このことは、これまで実施してきた教育・啓発の効果を一挙に覆し、同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっている。

今後関係機関と連携を取りながら、その排除に向けた対策を一層推進する。

(6) 住宅新築資金等貸付事業

住宅新築・改修資金の貸付事業により、持家としての住宅対策の改善が図られた。

しかし、事業の不振や景気の後退、多額の負債、傷病等による未償還者があり、今後においても、未償還者の状況把握に努め、きめ細かな相談活動を行うなど、償還を適正に指導していく。

(7) 集会所

同和問題の速やかな解決に資することを目的として設置された集会所は、同和地区の教育・文化活動、人権啓発事業、周辺地域住民との交流事業などを幅広く展開する拠点として大きな成果をあげてきた。

今後においても、これまでの実績を活かしながら集会所事業を従来どおり推進していくとともに、より地域住民に開かれた施設として活用していく。

なお、施設の老朽化が進んでいる集会所については、建物の現状を把握しながら、計画的に改修や補修を実施していく。

(8) 市民意識調査

市民の人権・同和問題の正しい理解や認識を的確に把握することは、人権・同和行政や人権・同和教育及び啓発の施策を効果的に推進するために欠かせないものであり、その基礎資料を得るため、市民意識調査を計画的に継続して実施していく。

(9) 審議会等について

①深谷市同和対策事業審議会

同和問題が解決していない現状に鑑み、今後も人権行政の重要な課題として同和行政を推進することなど、同和対策事業に関する事項を調査審議する諮問機関として深谷市同和対策事業審議会を設置する。

②深谷市人権教育推進協議会

人権教育推進協議会は、住民を対象とした人権・同和教育講演会や研修会、啓発資料の作成・配付、各種団体の連絡調整等、人権・同和教育の推進に大きな役割を果たしてきた。

今後においても、今日まで進めてきた教育・啓発の成果を踏まえ、同和問題をはじめとした様々な人権問題についての正しい理解並びに深い認識と実践力に富んだ指導者を育成し、差別意識の解消に向け、教育・啓発事業を推進していく。

③大里郡市同和対策推進協議会

同和問題の早期解決に向けた調査・研究を行い、事業の推進を図るための組織である、大里郡市同和対策推進協議会に積極的に参加していく。

4 関係法令等

- ・平成12年（2000年）4月
「人権教育のための国連10年深谷市行動計画」策定
- ・平成12年（2000年）12月
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
- ・平成14年（2002年）3月
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく
「人権教育及び啓発に関する基本計画」策定
- ・平成14年（2002年）3月
「埼玉県人権施策推進指針」策定
- ・平成16年（2004年）12月
国連「人権教育のための世界計画決議」を採択
- ・平成18年（2006年）1月
「深谷市同和行政基本方針」策定
- ・平成18年（2006年）1月
「深谷市同和行政実施計画」策定
- ・平成18年（2006年）1月
「深谷市同和教育基本方針」策定
- ・平成18年（2006年）1月
「深谷市同和教育実施計画」策定
- ・平成18年（2006年）10月
「深谷市人権施策推進指針」策定
- ・平成19年（2007年）12月
「深谷市総合振興計画」策定

今後においても、これらに準拠し、又は基づき推進していく。

5 おわりに

昭和40年（1965年）の国の同和対策審議会答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であり、部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進していかなければならない」と指摘している。

その精神を踏まえて、今後とも国や地方公共団体はもとより、国民の一人ひとりが問題解決に向けて努力していかなければならない。

一般対策に移行して6年が経過した今日、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、施策を実施していく主体的な姿勢が求められている。

この問題の解決に向けた今後の取組は、人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりをもった課題として、これまでの成果を踏まえ、本方針に基づき、必要な施策の推進を図るものである。